

接種
費用無料
(全額公費)

新型コロナワクチン接種についてのお知らせ

問 長与町新型コロナワクチン予防接種センター 平日9時～17時（土日祝除く）

(7月27日現在)

☎050-3733-0956 FAX 050-3819-8153

1・2・3回目接種について

町内医療機関での接種が可能です。接種可能な医療機関については、コールセンターにお電話いただくか、町ホームページの町内医療機関予約受付状況からご確認ください。（※接種には予約が必要です。）

4回目接種について（対象者：60歳以上の方、18歳以上で基礎疾患をお持ちの方など）

○○対象者および接種券の発送

対象者	接種券の発送
(1) 60歳以上の方	3回目接種から5か月経過する60歳以上の方へ、順次接種券を発送しています。
(2) 18歳以上60歳未満で基礎疾患をお持ちの方、その他重症化リスクが高いと医師が認める方	(2)の方で初回接種時に接種券優先送付申請を行った方には、3回目の接種時期を確認したうえで、接種券を発送しています。申請をしていない方は、接種券発行申請が必要です。
(3) 18歳以上60歳未満の医療従事者等および高齢者施設等の従事者	(2)、(3)の方で、申請方法は下記の3通りがあります。 ①厚生労働省ホームページ「コロナワクチンナビ」から申請 ②長与町役場2階コロナワクチン窓口にて申請 ③コールセンター（☎050-3733-0956）へ電話にて申請

○○接種間隔 3回目接種から、5か月以上空けること

○○接種方法 集団接種または個別医療機関での接種

接種には予約が必要です。接種券同封のチラシをご確認いただくか、コールセンターへお問合せください。

※3回目接種を令和4年2月・3月に町の集団接種（健康センター・町民体育館会場）で受けた60歳以上の方

4回目接種の日時と会場を町で割り振り、集団接種決定通知書（ハガキ）を接種券に先行して送付しています。

接種を希望されない方（キャンセル）や、日時の変更の場合は、お手数ですが、ハガキに記載のコールセンターへお電話ください。

○○使用ワクチン ファイザー社製ワクチンおよびモデルナ社製ワクチン

会場および医療機関ごとに使用するワクチンが異なります。ご予約の際にご確認ください。

《集団接種スケジュール》 ※ワクチンの供給状況などにより変更の可能性があります。

使用予定ワクチン：モデルナ社製ワクチン

集団接種日	受付時間	会場
8月 7日(日)	8時45分～17時30分	町民体育館（岡郷）
8月 21日(日)	8時45分～17時30分	健康センター（高田郷）
8月 27日(土)	13時45分～17時30分	健康センター（高田郷）
8月 28日(日)	8時45分～17時30分	健康センター（高田郷）

- 集団接種をご希望の方は、集団接種予約システムからのご予約（下記QRコード）、またはコールセンターへお電話ください。

接種証明書のコンビニ交付が開始されます（8月17日サービス開始予定）

マイナンバーカードを使って、コンビニ（セブンイレブン）での接種証明書の発行が可能になります。

（時間：6時30分から23時）

発行料：1通あたり120円（税込）

※役場窓口で発行の場合、発行料は無料です。お急ぎの場合や、平日役場に来庁できない場合にご利用ください。

※海外用の接種証明書については、7月21日以降に役場窓口または接種証明書アプリで海外用の接種証明書を取得している必要があります。

※接種の際に交付される接種済証も引き続き接種証明書類として有効です。

ワクチン接種について

町内医療機関予約受付状況

集団接種予約システム

最新の情報は町ホームページで
ご確認ください。





住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金 (1世帯当たり10万円) の受給には手続きが必要です。 (すでに受給している世帯は対象外となります)

問 福祉課臨時特別給付金係 ☎ 801-5771 (直通) ☎ 883-1111 (代表)

住民税非課税世帯

令和4年6月1日時点で長与町に住民登録があり、世帯全員の令和4年度住民税均等割が非課税の世帯です。ただし、世帯全員が、住民税が課税されている他の親族などの扶養を受けている場合は対象外となります。
対象と思われる世帯に対して町から「確認書」を郵送しています。
世帯状況により、支給対象とならない場合がありますので、確認書の内容を確認してください。

○世帯の中に、令和3年12月11日以降に転入した方がいる場合 ⇒ **申請が必要です。**

申請書に必要事項を記入して、その他の必要書類と一緒に役場に郵送してください。

※その他の必要書類

- 申請者（世帯主）の本人確認書類

- 申請者（世帯主）の給付金受取口座が確認できる書類

家計急変世帯

新型コロナウイルス感染症の影響を受けて収入が減少し、世帯全員が「住民税非課税相当」（世帯員全員のそれぞれの年収見込額（令和4年1月以降の任意の1か月の収入×12倍）が市町村民税均等割非課税水準以下であること）となった世帯。 ⇒ **申請が必要です。**

申請書と申立書に必要事項を記入して、その他の必要書類と一緒に役場に郵送してください。

※その他の必要書類

- 申請者（世帯主）の本人確認書類

- 申請者（世帯主）の給付金受取口座が確認できる書類

- 「令和4年度中の任意の1か月の収入」の状況が確認できる書類（給与明細など）

●DV（ドメスティック・バイオレンス）、ストーカー行為、児童虐待やこれに準ずる行為などで、被害者が住所地（住民票の有無にかかわらず、避難する前に居住していた場所）以外に避難中の方
⇒ **住民税非課税世帯などに対する臨時特別給付金をご自身が受給できる可能性があります。**

住所地の世帯が既に給付金を受け取っている場合でも、一定の要件（DV保護命令と収入要件）を満たせば、現在のお住まいの市区町村から受給することができます。

給付金を受給するためには、現在お住まいの市区町村での手続きが必要です。町にご連絡いただき、「配偶者からの暴力を理由に避難している旨の申出書」と「申請書」をご提出ください。

申請期限 9月30日（金）

お 願 い コロナウイルス感染症対策のため、郵送での提出にご協力ください。

★「申請書」「申立書」は福祉課または町ホームページから入手可